

コースアップ



① 昨年の「吹上浜 砂の祭典」メイン大砂像

姉妹都市・南さつま市への交流訪問団の参加者募集

姉妹都市・南さつま市（鹿児島県）を訪ね、日本3大砂丘の1つである吹上浜で開催される「吹上浜 砂の祭典」を観覧し、地域の人たちとの交流を深めます。また、同市や薩摩半島南部の景勝地を巡ります。

とき 4月30日(土)～5月3日(火)
・3泊4日

参加費 148,500円
(別途保険料が必要)

定員 20人
(最少催行人数10人)

その他 旭川空港発着、添乗員同行。詳細は都市交流課等で配布するパンフレットに掲載

申込先 3月15日(火)までに日本旅行北海道旭川支店〔観光庁長官登録旅行業第1674号〕(3の9 TKフロンティアビル 電話26・0401)

※営業時間＝平日午前9時30分～午後5時。

【詳細】都市交流課電話25・7491

南さつま市

東光スポーツ公園基本計画の見直し案(複合体育施設)の機能や規模を見直します
資料の配布場所
公園みどり課(6の10 第三庁舎2階)、市政情報コーナー(6の9 総合庁舎1階)、各支所・公民館、☎意見提出手続
資料の配布・意見の提出期限
3月14日(月)

【詳細】公園みどり課

電話25・9705

ご意見を
お寄せください

観光ボランティアを募集

各観光情報センターで、観光情報の提供やイベントの支援などを行います。外国からの観光客への案内も行いますので、外国語が話せる方は、ぜひご協力ください。

【申込】3月25日(金)までに観光物産情報センター(電話26・6665)、観光課(電話25・7168)



福祉除雪サービス スノーサポート隊を募集

除雪の援助を受けたい方と、援助を行いたい方(スノーサポート隊)による地域の相互援助活動です。15cm程度の降雪があった日に、自力での除雪が困難な高齢者世帯等の住宅に出向き、玄関から公道までの除雪を行います。

現在、一部の地域で除雪活動をする方が不足しています。協力していただける方は、ご連絡ください。

【詳細】社会福祉協議会
神楽事務所
電話60・1778



北海道

小児救急電話相談の 相談時間が拡大

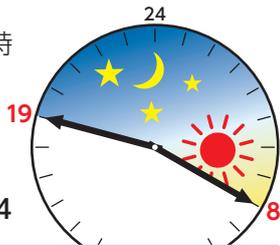
夜間の子供の急病やけがで対応に困ったときに、家庭での応急手当の方法などについて、小児科医や看護師から適切な助言が受けられます。

相談時間

毎日午後7時
～翌朝8時

【詳細】

保健総務課
☎25・6354



短縮ダイヤル #8000

(プッシュ回線、携帯電話)

電話 011・232・1599



「旭川いのちの電話」 相談員養成講座の 受講者を募集

対象・定員・受講料 20歳以上で、受講後に相談員として活動できる方・30人・3万円
申込先 2月29日(月)～4月22日(金)に旭川いのちの電話☎25・2143

「旭川いのちの電話」は、様々な悩みを持つ方からの電話相談に24時間365日体制で応じているボランティア団体です。近年は、相談件数が増加する一方、相談員は不足しています。多くの方の受講をお待ちしています。

「旭川いのちの電話」相談員募集説明会 とき・ところ

- 3月26日(土) 神楽公民館 (神楽3の6)
 - 4月2日(土) 永山公民館 (永山3の19)
 - 4月9日(土) ココCODE (宮前1の3)
- 午後1時30分と午後6時30分の各2回

【詳細】旭川いのちの電話 (☎25・2143)、健康推進課 (☎25・6364)

病後児保育の ご利用を



保護者の仕事などにより家庭での保育ができず、保育所での集団生活も困難な病後回復期の子供を預かります。

ところ ●新旭川保育所 (大雪通7 ☎23・1505)

●ほのぼの保育園 (春光3の7 ☎53・4103)

利用日時 月～土曜日の午前8時～午後6時 (祝日、年末年始は休所)

対象 生後5か月～就学前の子

定員 各施設1日3人

利用料金 ●5時間以内=850円

●5時間超=1,700円

※生活保護世帯・前年度市町村民税非課税世帯は利用料金免除。

給食費 300円

その他 利用には事前登録が必要。

登録は各施設で受け付け

【詳細】こども育成課 (☎25・9106)、各施設

特定不妊治療費の助成内容が一部変更

これまででは、治療方法に応じて1回の治療につき15万円、または7万5千円を限度に助成してきましたが、通算1回目(治療終了日)が平成28年1月20日以降の場合、初回の申請に限り、30万円を上限に助成します。また、新たに特定不妊治療の一環として、男性不妊治療を行った場合、1回の治療に

つき15万円を上限に助成することとなりました。

対象 前年の夫婦合算所得が730万円未満で、どちらかの住民票が市内にある法律上の夫婦ほか

申込期間 治療終了日から60日以内で、治療終了日の属する年度内

【詳細】子育て相談課

☎26・2395

市税等の猶予制度を改正

4月から、市税等の猶予制度を次のように改正します。

●災害や事業の廃止などにより、市税等を納期限までに納付できない場合に納付を猶予する制度は猶予を受ける金額が100万円以下、または、猶予を受ける期間が3か月以内の場合は、担保が不要になる

●市税等の納付が一度にできない場合に差し押さえた財産の換価を猶予する制度は事業の継続等を困難にするおそれがあるなど、一定の要件に該当する場合は、納期限から6か月以内に申請すると財産の換価の猶予が認められる場合がある
※詳細は☎に掲載。

【詳細】制度については納税課 (☎25・9755)、納付の相談は電話相談コーナー (☎25・5980)